**供給設備内容書(容器1トン未満)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事を行った事業所 | 事業所名 |  | 工事完了日 | 年　　月　　日 |
| 所在地 |  | | |
| 液化石油ガス設備士名 | |  | 直近再講習受講日 | 年　　月　　日 |
| 工事場所 | 名称 |  | 供給戸数 |  |
| 所在地 |  | 貯蔵能力 | kg×　本＝　　　㎏ |
| 規則第18条関係 | 基準 | | 内容 | |
| 第1号イ火気  屋外設置 | 火気まで2m以上  (不燃性の隔壁設置による火気をさえぎる措置) 容器は屋外に置くこと。 | | 2m以内に火気　有　・　無  火気【　　　　　　　】まで　　　ｍ  隔壁設置　有 ・ 無 | |
| 第1号ロ  腐食防止 | 容器には、水滴等による腐食防止措置 | | 床面コンクリート・その他(　　　　　　　) | |
| 第1号ハ  40度以下 | 容器等は常に温度40度以下に保つ屋根・障壁・散水装置を設けるなど。 | | 屋根　・　障壁　・　散水装置  その他(　　　　　　　　) | |
| 第1号ニ  転倒防止 | 容器には転倒・転落防止措置を講じること。  ※浸水（１ｍ以上）のおそれのある地域の場合  　チェーン等２重掛け必要。 | | チェーン・金属バンド  その他(　　　　　　　　　　　　　) | |
| 第4号  供給能力 | 貯蔵設備・気化装置・調整器は、最大消費量に適応するものであること。 | | 別添　消費量計算書のとおり | |
| 第5号欠陥等 | バルブ、集合装置及び供給管は、使用上支障のある腐食、われ等の欠陥のないこと。 | | 適 | |
| 第6号  腐食防止 | バルブ、集合装置及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずること。 | | 露出配管（　　　　　　　　　　　）  埋設配管（　　　　　　　　　　　） | |
| 第7号材料 | バルブ、集合装置及び供給管に使用する材料が適切なものであること。 | | 高圧部（　　　　　　　　　　）  中圧部（　　　　　　　　　　）  低圧部（　　　　　　　　　　） | |
| 第8号イ、ロ、ハ  耐圧試験 | 供給管・配管は次の耐圧試験に合格すること。  (イ)貯槽・容器等と調整器の間2. 6MPa以上  (ロ)調整器とガスメータ-の間0. 8MPa以上 (ハ) 1次側調整器と2次側調整器の間  0. 8MPa以上 | | 耐圧試験圧力  （イ）　　　　Mpa  (ロ) 　　　MPa  （ハ） 　　　Mpa | |
| 第8号ニ引張試験 | 充てん容器、集合管、調整器、硬質管等を接続する管以外の管（高圧ホース等）にあっては、接続された状態で1 kN以上のカで行う引張試験に合格するものであること。 | | 機器仕様書のとおり | |
| 第9号イ、ロ  気密試験 | 調整器とガスメーターの間の供給管は、工事終了後に行う気密試験に合格すること。  （イ）二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管　0.15Mpa以上  （ロ）イ以外の供給管　8.4Kpa以上 | | 気密試験報告書のとおり | |
| 第10号  漏洩試験 | バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。 | | 適 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第11号  圧力保持 | 燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を規定内に保持するものであること。  (イ)生活の用に供するもの  2. OKPa以上3. 3KPa以下  (ロ)イ以外のもの使用する燃焼器に適した圧力 | 調整器・ガスメータ仕様書のとおり  (ロ)の場合  　圧力　　　KPa以上　　　KPa以下 |
| 第12、13、14、16号  供給管 | 建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には、損傷を防止する措置を講ずる。 | 適 |
| 地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。 | 適 |
| 供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれあるときは、見やすい箇所に危険標識を設けること。 | 設置する ・設置しない  標識　有・無 |
| 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管（貯蔵能力が500ｋｇ以上の貯蔵設備に係るものに限る。）には排除する措置を講ずること。  【自然気化の場合】  供給管の立ち上がり部（貯蔵設備から最も近い部分。）の下端にドレン抜きを設ける。この場合、ドレン溜まり部分は、当該供給管の最大直径以上の直径で、かつ長さ２０ｃｍ以上の管とすること。  【気化装置の場合】  ドレン溜まり部分の容量５Ⅼ（一般消費者等の戸数４０戸以下の場合は３Ⅼ）以上とした基準とする。 | 気化装置　有　・　無  ドレン溜まり部分　適 |
| 第17号  切替装置 | 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、供給を中断することなく容器交換を行うことができる設備を設けること。 | 自動切換式調整器【　有・　無　】  液状の液化石油ガス自動切換装置【　有・　無　】  液化石油ガス用継手金具付高圧ホース【　有・　無　】 |
| 第18号  二以上の設備 | 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入口側の供給管にガス栓を設けること。 | 二以上の消費設備  【 供給する ・ 供給しない 】  ガス栓　　【 有 ・ 無 】 |
| 第19号  気化装置 | (イ)腐食・われ・欠陥のないこと。  (ロ) 2. 6MPa以上の耐圧試験に合格すること。  (ハ)直火式ではないこと  (ニ)液状LPGの流出防止措置を講ずること。 | 気化装置【 有 ・ 無 】  検査成績書のとおり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第20号調整器 | 調整器は、次に定める基準に適合すること。  イ　調整器は、使用上支障のある腐しょく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。  ロ　調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものであること。  ⑴　調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.56Mpa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。  ⑵　調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。  ハ　調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、次に定める基準に適合すること。  ⑴　調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、2.3Kpa以上3.3KPa以下であり、かつ、閉そく圧力は、3.5KPa以下であること。  ⑵　調整器（⑴に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであること。 | 検査成績書のとおり | |
| 第21号  地下室等 | 地下室等(告示で定めるもの)に係る供給管（貯蔵能力300kg以上に限る）あっては、緊急遮断装置を設けること。  ただし、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これと近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止できる場合はこの限りではない。 | 地下室等【 有 ・ 無 】  緊急遮断装置【 有 ・ 無 】 | |
| 第22号安全機器の設置 | マイコンメーター＋対震自動ガス遮断器の設置(マイコンメーターⅡ 1 0年もの、S型は対震自動ガス遮断の機能あり) | 仕様書のとおり  対震自動ガス遮断器  (メーター内臓・外付) | |
| ガス漏れ警報器連動遮断装置+ 対震自動ガス遮断器の設置 | 仕様書のとおり  対震ガス自動遮断器  (メータ-内臓・外付) | |
| 規則第115、116条  施工後の表示 | 「2つ以上の消費設備」の供給 | 有・無 | 表示は別紙のとおり |
| 屋内配管の長さがメ-タ-から末端ガス栓まで4m以上 | 有・無 |